

21消第575号
平成21年9月7日

愛媛県高圧ガス保安協会長
愛媛県高圧ガス地域防災協議会長
愛媛県冷凍設備保安協会長
(社)愛媛県エルピーガス協会長
愛媛県冷凍空調設備工業会長 } 様

愛媛県県民環境部長



平成21年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

高圧ガスの保安の確保につきまして、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、標記週間につきましては、原子力安全・保安院長から別添のとおり本年度の実施要領の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、本週間の趣旨を御理解いただき、貴協会（協議会、工業会）の会員に対し、実施事項について周知及び指導をよろしく申し上げます。

また、別添週間用ポスターにつきましても、週間中（10月23日～10月29日）掲示していただきますよう併せて申し上げます。

なお、実施された項目の内容につきましては、別添の行事实施状況報告書により、12月4日（金）までに御報告いただきますようお願いいたします。



担当

愛媛県県民環境部 防災局消防防災安全課 保安係

TEL：089-912-2320 FAX：089-941-0119



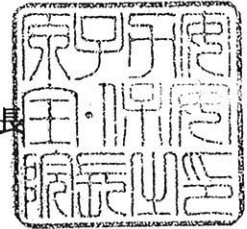
経済産業省

平成21・08・03原院第25号

平成21年8月20日

愛媛県知事 殿

経済産業省原子力安全・保安院長



平成21年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

上記の件について、別紙実施要領により実施しますので、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。）、高圧ガス保安協会及び関係団体と協力の上、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進に努めてください。

特に今年度は、平成21年6月に取りまとめられた「産業事故分析・対策検討共同ワーキンググループ報告書」の指摘を踏まえ、次の三点

- ①高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等）の保安意識の向上
- ②大規模事業者における漏えい等の未然防止
- ③一酸化炭素中毒事故防止対策

を最重要課題として取り組みたいと考えておりますので、何卒、ご協力方お願いいたします。

また、各関係団体及び事業所に対して、本週間の実施事項について周知徹底、指導方お願いいたします。

なお、実施した行事の内容等については、別紙様式に記入の上、本年12月11日（金）までに原子力安全・保安院保安課に報告して下さるようお願いいたします。



経済産業省

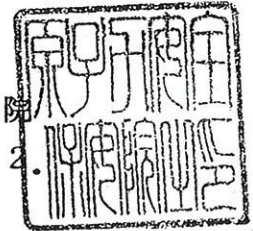
平成21・08・03原院第25号

平成21年8月20日

平成21年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-251b-09-02



原子力安全・保安院は、平成21年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について、別紙のとおり平成21年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領を定め、各産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。）、各都道府県知事、高圧ガス保安協会及び各関係団体の長に対し、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図るよう指示することとする。

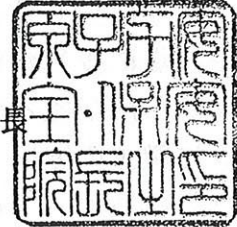
経済産業省

平成21・08・03原院第25号

平成21年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領を次のように定める。

平成21年8月20日

経済産業省原子力安全・保安院長



平成21年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領

1 現 状

平成20年における「高圧ガス保安法」関係の災害に係る事故は294件（前年283件）と過去最多件数を記録し、災害に伴う人的被害（死傷者）についても96名（同85名）と前年より増加した。

災害についての内訳をみると、製造事業所における災害が164件（前年149件）、移動中の災害が26件（同29件）、消費先における災害が88件（同95件）、その他災害が16件（同14件）となっており、前年に比べ製造事業所における災害のみ増加した。

これらの災害原因を見ると、製造事業所の災害では設備上（ハード）の原因によるものが多数を占め、平成20年においては劣化・腐食等による災害件数が90件（同80件）と近年増加傾向にあり、5年前（平成16年）から比べると約3倍の件数となっている。

移動中の事故では、依然交通事故によるものが全体の約3割を占めており、一方で、認知確認ミス等の運転・工事に係るミスが14件から8件に減少し、逆に設備の維持・管理不良による災害は1件から7件に増加している。

消費先の災害では、LPガスとアセチレンガスによる災害が全体の約7割を占めており、原因としては劣化・腐食等（ハード）を始めとするによるもの、構造及び点検の不良に関するものが5年前の約3倍に増加し、誤操作、認知確認ミスなどの運転・操作上（ソフト）の原因によるものが、5年前の約2倍に増加している。また、近年増加傾向にある容器盗難については、平成20年は過去最高の494件（前年412件）が発生した。

一方、平成20年における「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す

る法律」関係の事故は、232件（前年239件）と雪害等自然災害による事故11件を除いた件数は221件で、平成19年に続き2年連続して200件を超える事態となり、高止まりの状態が継続している。

B級以上の事故は4件（前年5件）（一酸化炭素中毒2件、漏えい爆発・火災2件）発生しており、いずれも死亡事故であった。

現象別内訳では、漏えいが113件、漏えい爆発・火災が113件、一酸化炭素中毒事故が6件（B級事故2件含む）発生している。一酸化炭素中毒事故発生の直接の原因では、換気設備を作動させていないなど換気不良によるもの（3件）、一般消費者宅を改装工事中に工務店が無断で事故当日に屋外排気筒を撤去し、その影響で屋内部分も外れてしまい、一般消費者等がこれに気づかず風呂釜を使用した際に風呂場に排気が流入したため、一酸化炭素中毒になったものと考えられるもの（1件）、風呂釜と浴槽の位置が何らかの原因で移動し、排気筒と壁の間のゴムパッキンに微少の隙間が生じ、その隙間から燃焼排気ガスが浴室内に逆流したものと推定されるもの（1件）、湯沸器の老朽化・排気筒の不備・負圧室内での排ガス逆流・室内での石油ストーブの使用等複合的な原因と推定されるもの（1件）であった。また、本年1月には、鹿児島県の高校の調理実習中に18名が病院に搬送される事故が発生している。

用途別では、業務用厨房（飲食店）での事故が28件発生しており、事故の原因としては、一般消費者等の点火ミス・器具栓の誤開放や換気設備を作動させなかったこと等による一般消費者等に起因するもの（20件）、清掃業者による器具栓誤開放や水道工事業者による埋設ガス配管の破損等の他工事業者に起因するもの（3件）、長期閉栓中で腐食した容器からガスが漏えいした液化石油ガス販売事業者及び保安機関に起因するもの（1件）、質量販売に係る容器と調整器の接続不良による液化石油ガス販売事業者及び保安機関と一般消費者等双方に起因するもの（1件）、従業員が湯沸器を使用したところ器具から火が上がったが原因が不明なもの等（3件）であった。

2 目 標

このような事故の発生状況にかんがみ、高圧ガスに係る保安の確保については、なお一層の努力が必要であり、本年度においては、次の事項を重点目標として、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

（1）「高圧ガス保安法」関係

- ① 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底
- ② 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し、漏えい等の未然防止
- ③ タンクローリー、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ④ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑤ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等）

における保安意識の向上

- ⑥ コンビナート地域における防災対策の推進及び大規模災害に対する防災意識の高揚
- ⑦ 各事業所における自主保安意識の高揚、保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直し

(2) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係

- ① 一般消費者等に対して、液化石油ガス販売事業者等が行っている保安業務の内容や消費機器の維持管理方法、一酸化炭素中毒事故防止対策及びガスが万が一漏出した場合の適切な対処方法の周知
- ② 業務用厨房等の事故防止対策として、燃焼器具の適切な操作方法に重点をおいて周知の徹底
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全・安心に使用するための保安啓発の実施
- ④ 液化石油ガス販売事業者等に対し、法令遵守、事故防止対策等の再周知の徹底

3 期 間

平成21年10月23日(金)から平成21年10月29日(木)まで

4 実施事項

前記1に掲げる実施目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間中に以下の事項を中心に実施する。

(1) 「高圧ガス保安法」関係

- ① 各都道府県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。
- ② 各都道府県は、関係団体と連絡を取り、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における点検箇所を含めた設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の軽減対策を踏まえた従業員教育の徹底・見直し、大規模事業所であるコンビナート等における漏えい等の未然防止に向けた取組みの推進、コールドエバポレータにおける管理に強化、冷凍事業所における老朽化設備の管理及び高圧ガスの消費である溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。
- ③ 各都道府県は、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
- ④ 各地域防災協議会は、容器転倒を防止するための措置やタンクローリーの出発前点検の徹底、液化ガスの漏えい時に凍傷等の二次災害を防止するために必要な備品の携行等高圧ガス移動に係る保安確保のため、各都道府県、各産業保安監督部(産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。)、関係団体等と連絡を取り、高圧ガス移動保安講習会等を開催

する。

- ⑤ 各地域防災協議会、関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保・保安意識の向上のため、各都道府県、各産業保安監督部等と連絡を取り、防災訓練・保安講習会等を開催することともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
 - ⑥ コンビナート地域において、石油コンビナート等特別防災区域協議会等が中心となり、過去の事故例等を踏まえ、地震時も含めた所要の大規模災害を含む災害想定等を行い、共同防災訓練を企画し、実施する。
 - ⑦ 各事業所において、高圧ガス保安活動促進週間のポスターの掲示等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認を行う。
 - ⑧ 原子力安全・保安院（各産業保安監督部を含む。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。
- (2) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係
- ① 一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、新聞広告を始めとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動の実施する。
 - ② 一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因等を紹介したリーフレット等の配付等、広報素材を用いた広報・啓発活動等を実施する。
 - ③ 各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事・講習会等に積極的な支援をする。
- (3) 高圧ガスの保安に功労があった者、優良製造所等に対する経済産業大臣表彰及び一般消費者等の保安を確保するために自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者等に対する原子力安全・保安院長表彰を実施する。